

1. 議事日程

(平成20年第1回安芸高田市議会1月臨時会)

平成20年1月30日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

開 会

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 議案第1号 工事請負契約の変更について

【安芸高田少年自然の家改修工事】

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
4 番	加 藤 英 伸	6 番	川 角 一 郎
7 番	塚 本 近	8 番	赤 川 三 郎
9 番	松 村 ユ キ ミ	1 1 番	藤 井 昌 之
1 2 番	青 原 敏 治	1 3 番	金 行 哲 昭
1 4 番	杉 原 洋	1 5 番	入 本 和 男
1 6 番	山 本 三 郎	1 7 番	今 村 義 照
1 8 番	玉 川 祐 光	1 9 番	岡 田 正 信
2 0 番	亀 岡 等	2 1 番	渡 辺 義 則
2 2 番	松 浦 利 貞		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

3番 田中常洋

4. 会議録署名議員

18番 玉川祐光 19番 岡田正信

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(17名)

市長	児玉更太郎	副市長	藤川幸典
総務企画部長	新川文雄	政策推進部長	田丸孝二
市民生活部長	平下和夫	福祉対策推進部長 兼福祉事務所長	廣政克行
産業建設部長兼 公営企業部長	金岡英雄	会計管理者	立田昭男
地域経済推進部長	清水盤	消防次長	広政康洋
総務課長兼選挙管 理委員会事務局長	高杉和義	行政経営課長	森川 薫
教育長	佐藤勝	教育次長	益田博志
教育参事兼安芸高田 少年自然の家所長	永井初男	生涯学習課長	箕越秀美
生涯学習課主幹	坂本克義		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	倉田英治		

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

○松浦議長 おはようございます。時間が参りましたので、ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達していますので、これより平成20年、第1回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。増本事務局長。

○増本事務局長 諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本臨時会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、監査委員より平成19年11月分、12月分の例月出納検査結果の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○松浦議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、18番、玉川祐光君、及び19番、岡田正信君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○松浦議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開きご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長、杉原洋君の報告を求めます。

委員長、杉原洋君。

○杉原委員長 失礼いたします。

平成20年第1回臨時会の運営につきまして、去る、1月23日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日といたしました。

本臨時会に付議されます案件は、議案第1号、工事請負契約の変更について、安芸高田少年自然の家改修工事、1件でございます。

なお、本件につきましては委員会付託を省略いたすことといたしました。

以上、報告を終わります。

○松浦議長

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案第1号 工事請負契約の変更について

#### 【安芸高田少年自然の家改修工事】

○松浦議長

日程第3、議案第1号、工事請負契約の変更について、安芸高田少年自然の家改修工事を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第1号、議案名が工事請負契約の変更についてです。

提案理由の説明を申し上げます。

安芸高田少年自然の家改修工事について、本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定に基づいて、平成19年第3回定例会において、議案第83号で議決をいただいております、安芸高田少年自然の家改修工事の請負契約を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、教育長から要点の説明を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

まずは新しい年を迎えまして、はや一月が過ぎようとしておりますけれども、議員の皆様には昨年同様、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

少年自然の家は、学校や家庭など平素とは異なった環境のもとで集団宿泊や体験活動を行うことのできる青少年教育施設であり、21世紀に羽ばたく人材育成の先行投資であるととらまえております。また広く市民や県内外にも開かれた生涯学習施設として、地域振興会活動や研修施設として、今後とも親しみを持って多くの皆さんにご利用いただくよう尽力してまいります。

現在、4月のリニューアルオープンにおきまして、改修工事は工期内の完成に向け進捗をみておるところです。

工事にあたりましては、本契約の承認をいただきました9月定例議会において、工事施工に伴う変更については、ご説明申し上げ、ご理解を賜りましたが、このたびその数量等が確定いたしましたので、工事変更をお願いするものであり、ご理解を賜りたいと存じます。

詳細につきましては、教育次長並びに担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松浦議長

続いて担当部長から説明を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

それでは、ご説明をいたします。

今回の工事請負契約の変更につきましては、9月議会で議決いただきました契約金額に2,312万2,050円を増額し、1億9,091万2,050円とするものです。

先ほど教育長がご説明申し上げましたとおり、このたびの変更は、発注時に未確定であった工事の量が確定しましたことによるものと、改修工事であるため工事の取り合わせ等による工事数量の増によるものが主なものです。それでは、主な変更内容工事について説明をします。2階スラブの下がりについては、当初設計の段階で2階床部分が6ミリから43ミリの下がりが見受けられました。発注後の1階天井を除去して調査をした結果、1階天井の下がり1ミリから57ミリとなっており、この補強が必要であることが判明しましたので、2階の収容人員に対する構造計算によりまして、1階各部屋の天井にH鋼25ミリをはりとして2本補強するものです。これが約371万1千円の増額です。また壁のクラックに対しましては、壁面の清掃により補修の数量が確定しましたので、その処置を行うものです。約494万2千円の増額です。渡り廊下部分のH鋼のさびによる劣化が著しく、この腐食防止のため塗装の塗り替えによる増額が、約394万4千円。また各部屋の防虫網戸の経年劣化による取り替え工事の増額約222万6千円が主なものです。全体では消費税を抜きで、2,202万1千円の追加工事となっております。

詳細につきましては、資料に基づきまして担当課長の方から説明を申し上げます。

○松浦議長

続きまして、担当課長から説明を求めます。

生涯学習課長 箕越秀美君。

○箕越生涯学習課長

それでは資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず、表紙をめくっていただきますと、改修工事変更事項がまず1ページにあります。

続きましてA3の用紙、2、3、4ページ目とそれぞれ1階平面図、2階平面図、配置図と3枚の図面を添付させていただいております。

それでは変更内容に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず、変更内容の1番、スラブ補強工事ですが、これは先ほども次長の方から説明がありましたように、宿泊棟2階の床面の下がり最大57ミリ調査により判明したため、構造計算の結果、2階床の7部屋分をH鋼によるはりの補強を行うものです。

図面でいいますと3ページ目の上側になりますけど、本館の宿泊棟というのがあります。ここにそれぞれ宿泊棟というのは6部屋あって、

もう一つ右端に宿泊棟ですが、ここは指導員室で2部屋に分かれておりますので、計7部屋分をはりの補強を行うということです。位置については赤い矢印で示してありますので、これをご覧いただきたいと思います。

そして2番目の変更内容ですが外壁亀裂補修です。壁面の清掃によりまして、外壁亀裂等の数量が判明をしました。その延長が1,950メートルに及びまして、これについて亀裂補修を行うものです。これにつきましては、図面でいいますと2ページ、3ページ、4ページそれぞれ明記をしております。2ページ目でいいますと、一番右端の外壁亀裂補修というのが右の端の上段に矢印で、これはとにかく外周を全部を補修をさせていただくということで、外周を全部取り囲んで破線で囲んでおります。そういった表示の仕方をさせていただいております。

同じく3番目の変更内容ですが内壁亀裂補修。壁面清掃によりまして、内壁亀裂等の数量が判明しました。これが150メートル。これに対して亀裂補修を行うものです。これも同じく2ページ目と3ページ目にそれぞれ図示をさせていただいております。

変更内容の4番目ですが、浴室タイル全面張替ですが、これはタイル等の除去によりまして、下地の劣化が確認されました。そして水の浸透を防ぐ必要が生じたために、部分張替から全面張替に変更させていただきたいと思います。特に新設と既設部分の境目からの水の浸透が心配されると懸念されるということで、全面張替をお願いしたいというものです。壁面につきましては62.5平米。浴槽につきましては35.8平米。床面につきましては63平米。洗い場につきましては16.4平米それぞれ張りかえをさせていただきたいと思います。

変更内容の5番目ですが、浴室ガラス目地補修。ガラスの目地が相当腐食しておりまして、そして剥落もしており、雨漏りの原因になるということで補修をさせていただきたいと思います。

図面でいいますと、3ページ目の左側の浴室ガラス目地補修という、これは浴室です。ここに浴室がありますので、その部分のガラスの目地です。

続いて6番目の軽鉄工事です。これはトイレ等のコンセントの配線が露出しておりまして、湿気等による漏電の恐れが生じるといったことで二重壁を設置しまして、コンセント配線を壁内に配線したいということです。これは1階、2階の男子トイレまた食堂の壁面にそれぞれ補修をさせていただきたいと思っております。

図面でいいますと、2ページ目の一番下に食堂部分に6番の軽鉄工事。もう一カ所については本館の談話室のところの男子トイレです。これが軽鉄工事に含まれております。

続いて7番目の下水道コンクリート柵蓋取替です。これはコンクリート柵蓋を下水道柵蓋に変更するものです。

図面につきましては、4ページの図面をご覧いただきたいと思えます。番号でいいますと7番。左の一番上に下水道コンクリート柵蓋の取替と図示してあります。

続いて8番目。炊事場・水場廻り整備ということです。これは既設の水場の撤去に伴いまして、利用者の転落等防止のために160平米につきまして段差を解消していきたいと思っております。

図面でいいますと、4ページ一番最後のページです。一番右端に赤い破線で囲んでありますけど、これは現在も炊飯場がありまして、これを撤去し左と右の土地の段差をなくすということです。

続いて9番目ですが、厨房建具改修及び排気筒ガラリ改修です。これにつきましては、厨房給排気設備の設置位置にはりがありまして、このはりに通すことが不可能ということで、今回新たにそのはりの下側部分に位置を変更させていただくという、そしてその数量が増になったということで変更をさせていただきたいと思えます。

図面でいいますと、2ページ9番というのが食堂の一番下にあります。この部分です。

続いて10番目、ボイラー室間仕切ですが、ボイラー室内の給湯用ボイラーと屋内消化栓設備を区分けする必要があるということで、間仕切りの追加をさせていただきたいと。これは消防署の立ち入り等の検査によりまして指摘を受けたものです。

10番につきましては2ページ目、左の一番上です。ボイラー室間仕切というところがあります。

続いて11番目ですが、網戸調整または取付。工事足場を組みまして、その段階で調査をしました。そうしてみると網戸等の破損が確認され、窓の網戸等のたてつけ、または調整、または取り付けを行うというものです。枚数としまして本館が80枚、三角棟が24枚、体育館が39枚の調整または取り付けを行うものです。

図面でいいますと2ページ、3ページ、4ページそれぞれ11番で宿泊棟の下側部分に2番3番と合わせて、その下に11番網戸調整または取付という矢印を、これも本館全体ですので全体を取り囲んで図示をさせていただいております。

12番目の体育館棟器具庫出入口です。これは雨漏りや老朽化した屋外炊飯場の倉庫を廃止します。そして新しく野外炊飯場を設置しますが、その道具の保管場所として、現在あります体育館の器具庫を利用しようということで、屋外からの出入をするということで、体育館のところへ新しくドアを新設するものです。

図面でいいますと4ページの右側の体育館があります。体育館の一番上側になりますけど入り口、ここの部分に出入り口を設けさせていただきたいということです。

続いて13番、渡り廊下塗装ですが、塗装被膜劣化によります鉄部材の腐食防止のため塗りかえを行いたいというものです。

図面でいいますと、4ページ先ほどのところの体育館の上側です。体育館とここでいいますと調理棟の渡り廊下、そしてもう一つは本館の宿泊棟と調理棟の渡り廊下の2カ所です。

続いて14番ふすま張替えですが、これは老朽化により宿泊室のふすま等を張りかえるものです。ふすまが50枚、障子が10枚で計上をさせていただきたいと思います。これは本館宿泊室のふすま及び障子の張りかえです。

続いて15番のドア取替。これは三角棟部分です。三角棟の1階2階のドアの取りかえ、鉄製です。ドアとしては七・三開きのドアということになっています。1, 200掛の2, 000。これを1階と2階それぞれ1カ所ずつ取りかえを行いたいと思います。

16番の同じくドア取替ですが、これは事務室、研修室の3カ所です。事務室は1カ所、研修室を新たに新設しますここに3カ所。この場合は木製でして七・三開きのドアです。

17番のベッド塗装ですが、これは2階本館そして三角棟のベッドが対象です。平米数でいいますと三角棟の2階が139.4平米。本館2階が190平米をそれぞれ計上させていただきたいと思います。

以上、変更金額を申し上げますでしたが、合計2,202万1千円、それに消費税を加算しまして2,312万2,050円が変更増の金額です。

以上です。

○松浦議長

これをもって議案の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○山本議員

議長。

○松浦議長

16番 山本三郎君。

○山本議員

この少年自然の家のリニューアル工事につきましては、先ほど市長が説明されましたように第3回の定例会において請負締結をしましたが、その際に教育委員会の次長の説明でもありましたように、追加工事の可能性を含んでいるのだということでしたので、この追加につきましては我々も了解をし、そして速やかに4月に間に合うように工事をしていただかなくてはいけないということを私は前提に思っています。そうした中でのナンバー1から17番までの詳細につきましては今説明を受け、なかなかこういう改修工事というものにつきましては見通しといたしますか、算出をするのには非常に苦労のかかるものであるということも私は承知しているわけですが、この中身のいろいろな工

事につきましては、私も専門家ではありませんのでよくわかりませんが、果たして各1番から17番におきましての金額が適当なものかどうかということにつきましても、なかなか我々にも把握ができないのですが、大体およそ我々がわかりやすいものとしては、3点か4点お伺いしてみたいと思います。2番の外壁の亀裂補修。これは数カ所というより随分あちこちで目に見える亀裂があると思ひ、それを補修していくわけですので、これにつきましても平米数というのも拾いにくいと思ひます。そういうものの考え方で多額な変更金額が出ていると思うわけですが、外部内部につきましての大体の、どういう工法でどういう単価でというものが、これがわかればもっと我々も判断しやすいわけですが、その点は専門家が把握してのことと思ひますが、事務局の方でそこらが十分把握したものの工法がわかっておれば説明をいただければと思ひます。

そして4番目の浴室タイル全面張替。これは62.5平米とか床が何平米とかいろいろ言われましたけども、この浴室タイルにつきましては非常に材質も多く種類があるわけですね。そうした中で、安芸高田市という気象状況の中での浴室タイルというものに関しますと、ある程度寒冷地用で耐久力のあるものでないと、何年かたちますとまた補修をしないといけないというような可能性も含まれているのではないかと思ひますので、その辺についてのどういう材質で考えておられるかということをお聞きしたいと思ひます。

またもう1点は、14番目のふすまの張替え等説明を受けましたが、これらは大体それぞれの家庭で、ふすまの張りかえなどは当然されて、多少の知識はお互いに持っておられるものと思ひますが、この押し入れということになりますと普通で考えますと、片面が張りかえで裏はなるべくなら、ふすまの張りかえになっていないというように考えるのが常識ですが、この押し入れ部分は両面であるのと片面であるのとは随分単価も違い、そして金額的にももちろん違ってくるというところが考えられます。そして、このふすまの先ほど50枚の中で、図面で私が見ました中では、広縁というところが、普通田舎では縁側に面したところかと思ひますが、これは当然両面になると思ひます。そして両面といいますと、これはもちろん単価も上がってきますし、そして、ふすまの張りかえという種類にもいろいろ安いものや高いものが7種類くらい想定されるわけですね。どの程度のもをされるかによって随分この金額も変わってくるものだと思うわけですね。そうした中身の詳細をつかんでおられるのなら、少し深入った説明をしていただきたいと思ひます。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時34分 休憩

午前 10時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩を閉じて再開いたします。

答弁を求めます。

生涯学習課長 箕越秀美君。

○箕越生涯学習課長

先ほどのご質問ですが、まず外壁内壁の補修の工法ですが、私も少し説明不足でして申しわけございません。外壁補修につきましては、0.5ミリ未満、そして0.5ミリ以上という分け方をさせていただいております。0.5ミリ未満につきましては、セメントフィラーによる下地処理といった方法です。また0.5ミリ以上につきましてはUカットをし、そしてコーキング処理をするという工法です。内壁につきましても0.5ミリ以上につきましては、Uカット、コーキング処理を考えております。

そして、ふすまの話がありました。縁側の部分、これにつきましては、先ほどふすまと障子という説明をしましたように、この縁側の部分につきましては、障子で対応させていただくということです。

タイルの部分につきましては、寒冷地仕様ではないということです。

【床については寒冷地仕様、生涯学習課長よりP22で訂正有】

ふすまの張りかえにつきましては、両面ではなく片面です。単価につきましては、1枚当たりでいいますと、今計算をさせていただいている中で、3枚引き違いふすまの張りかえですが、これが4カ所で、これ1カ所当たりが1万8,200円という単価を計上させていただいております。

障子につきましては1カ所当たりが1万3,300円、2枚引き違いの障子です。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

引き続き、16番 山本三郎君。

○山本議員

いろいろ詳細に説明をいただきましたが、浴室のタイルが寒冷地用でないと今言われましたが、これは普通のタイルでやっておりますと、普通のタイルでも材質がいろいろありますが、表面がはじけていくようでは到底いけないので、寒冷地用でないとということになりますと、そこら十分業者との確認をしっかりとっていただいて、それについての裏づけはとっておかないといけないと思います。そこらを十分注意していただきたいと思います。

ただいまふすまにつきましては、3枚引き違いの、これ片面でしたね、1万8,200円。ふすまには安いものから高いものまで7種類ぐらいあるので、安いものでは2,400円当たりから一番高いふすま、これは張りかえですから7,500円から8千円ぐらいでできます。一番高いのでね。それが単価的にもあれですが、もっとここら普通ふ

すまは私はある程度普通程度のふすまのもので、余り一番上等なものにしくてもいいのではないかと思います。やはりこれは時期が来れば張りかえもしなくてはいけないということで、1枚につき2千円3千円違いますと、非常に枚数も多いですからそこらである程度工事の経費の節減ということになりますので、これは1枚が8,200円と伺いましたが、私の聞き間違いでしたらあと説明をしていただきたいと思いますと思いますが、そういうところをもう少ししっかりと業者と確認の上で、請負工事変更金額が本当に工事を改修してよかったというものではなくてはいけないので、今非常にこの少年自然の家のリニューアル工事については、市民も非常に興味を持っておられますので、そこらを十分もう少し検討ができるものなら、業者との検討を加えながらこれを有効な改修費に充ててもらおうということにしくてはいけないと思います。

先ほど当初申しましたように改修でありますので、全体の工事の見通しというものが非常に難しいということは、私は十分わかります。新しいものを建てたりすることについては、はっきり計算もできるわけですが、改修ということになりますと、ある程度幅を持っておかないとまた二度三度の追加変更ということは、これは許せることではありませんので、そこらの範囲は十分承知しておりますので、今先ほど申しました、もう少しふすまの単価が私の聞き間違いでしたら、もう一度お伺いしておきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

生涯学習課長 箕越秀美君。

○箕越生涯学習課長

先ほど私の説明が物足りなかったように思いますので、再度ご説明をさせていただきます。

3枚引き違いふすまということでお話をさせていただきました。これが1カ所当たりということで1万8,200円。1枚当たり6千円程度ということになるかと思います。

以上です。

○亀岡議員

議長。

○松浦議長

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

ただいま前者の方から改修工事というのは非常に積算も難しいという話がありました。そういう面も確かにありますが、私これを今説明を受けたり見させてもらいますのに、この工事変更事項17項目がある中で、当初の基本計画に、当然入っていなくてはならないことが入っていないという感じがします。ちょっとこの設計会社に委託してやられたとしても、対応が甘いのではないかという感じを大変受けます。やっぱりこういったことについても、もっと厳しい考え方でやっていただく必要があるのではないかと思います。公金運用については、やはり行政の側が厳しい姿勢で当たっていくということが、適切な基本計画でもできてくるということになりますので、この点いかが考えら

れたのか、項目が相当あります。当初当然わかりうることです。中身の金額のこともいろいろありますが、基本的にそこらあたりが甘さが見えるというふうな感じがするわけです。そういった点どのように考えられてきたのか、そこらを伺いたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただいまの亀岡議員のご質問にお答えします。

今回変更させていただいております17項目、ただいまご質問がありましたように、当初設計の段階で調査が不足しているのではないかとのご指摘ですが、当初設計の段階で教育長の方からも最初のごあいさつで申し上げましたように、1番から3番までは不確定数量、数量が確定していない部分ということで、変更対応をさせていただくということで申し上げさせていただいていた事項です。4番から11番までは、実際に工事の施工段階でわかってきたということで、実際に設計段階では、このようにやればこと済むだろうという工法が、実際に施行してみますと、経年劣化の関係でやはり全体をやり変えなくてはいけない部分、それから網戸にしましても足場を組んだ段階で、近くによって始めてそこらの経年劣化がわかってきた部分というもので、4番から11番が変更で出てまいっております。中には、10番のボイラー室の間仕切ですが、これらは消防の検査といいますか、それに基づいて判明したものです。それから12番につきましては、課長の方から説明がありましたが、今回の野外の炊事を設置することに伴いまして、その道具の保管場所が体育館ということで、その出入り口が遠くなりますので、やはりどうしてもドアがここにあれば便利がいいのではないかとということから協議をさせていただいて、追加をさせてもらったものです。また14番から17番までの老朽化によります、ふすまやドアやベッドの塗りかえですが、これらは当初できるだけ安く上げさせていただくということで、当初の設計からは外しておりました。しかしながら実際にリニューアルの改修工事をやっていきますと、壁が新しくなる、畳が新しくなる、そうしたときにお客様を迎える部屋のベッドやふすまとかいうものだけが、非常に経年劣化が目につきますので、2、3年先にまたこれらの維持をするということになりますと、単市の財源で行うようになりますので、この際あわせてお客様を招き入れる部屋ですので、この事業でやらせていただきまして、過疎債の対応の事業で、できるだけ単市の負担が少なくなるようにということで、今回追加をさせていただいている部分です。

以上で、当初設計の中でも多少わかっている部分もありましたが、そういうことで今回変更をお願いをさせていただいておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○松浦議長

答弁を終わります。

続いて20番 亀岡等君。

○亀岡議員

ここまできて当然認めなければいけない中身です。ですから、いろいろ説明はされましたが、当初から例えばふすまの張りかえ等にしましても、そういったことがありますので、やっぱりリニューアル改修をやるわけです。早い話が下水道コンクリート柵蓋。これは古いのでやろうと思われたのか、そこらもちょっと当然これら誰が見てもやり変えなければいけないことではないのですかね。私はやっぱり今予算がどれだけかかろうと、これは目的を持った限りは決定していくわけで、そこまできちんとやらなくてはいけないことはわかりますから、これは当然認めて完成していかないといけないと思います。ただ、初めの3点も言われましたが、余りにも後から追加が出るであろうということにしましても、なかなか追加の方が大きいです。当然初めからそれは見込めたことではないかというふうにも思います。見解は違ってもわかりませんが、私はそういった意味合いでは、もう少し当初の段階で、詳しく調査が必要であったのではないかと思わざるを得ないです。そのような考え方でひとつ今後とも厳しい考え方でやっていただきたいとこのように考えます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

当初の調査と、大変我々も詳細にあたっては、設計の段階で県の方の指導等も受けながらしたつもりであります。やはり何分にもこういう工事に精通しておりませんのもありまして、ただいまご指摘いただきました点につきましては、今後気をつけて臨んでまいりたいと思います。

以上です。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

1番 明木一悦君。

○明木議員

今の亀岡議員の質問を実はしようと思っておりましたが、それに関連をしてしたいと思います。

確かに今答弁をいただきましたけど、今回組織機構改革が行われました。そういう中で、やはり専門性を生かした者が、どんどんどんどんそういうところには入っていく必要があるのではないかと考えられます。教育委員会においても今次長の答弁がありましたけど、非常に専門的には浅いということで今回の調査不足ということも言われました。確かに今回の設計をする上で、この中の項目、施工時にわかったと言われましたけど、それは現地を見てしっかりと調査をした上であれば、当初予算で全部出てくる問題ではないかなと考えられます。であればせつかく建設部門がありますので、そういったところの専門知識を生かして、横の連携をとればもう少し精査した予算組みができたのではないかなと考えられます。そのあたり今後の対応として、どのように考えられるのかその辺をお伺いしたいと思います。

先ほども言われましたけど、もう既に始まっていてこれを止めるわけにはいかないと思いますし、そのあたりでどのように考えるか今後の方針について、教育長または市長なりの答弁をいただければと思います。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 当初の設計の段階で当然その中に含まれているべきではないかということについて、先ほども亀岡議員の方からも話がありましたし明木議員も話がありました。我々もそのように思っておりますし、やってみて反省をしているところです。今後のことにつきましては、ご指摘いただきましたことを心にとめながら有効に工事を進めてまいりたいと思いますが、職員の専門性ということについて申し上げますと、確かに教育委員会の中に設計をきちんとできるという職員はいません。ですから設計業者に委託をしまして設計をしていただいているということにして、それぞれの分野で一級建築士の力を持っている者がおるのは一番いいだろうと思いますが、年間にどの程度の工事があるかというようなことを考えたときに、それを雇用するのがいいのか、あるいは設計業者の方へ委託をしてそれをやってもらうのがいいかということについては、市全体の問題でもあると思います。確かに教育委員会は生涯学習施設等々たくさんの施設がありますので、そういうものは必要だろうと思いますが、現段階での考えとしましては、それが人的に可能ならいいわけですが、そうでない場合には業者委託にしながら十分な設計をするというように我々の方も努めていく方が、より効率的な内容の中身になるのではなかろうかと思っております。

なお、設計業者の選定にあたりましては、我々も十分に吟味しながら選定をしていく必要があるかと思っております。

以上です。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

1番 明木一悦君。

○明木議員 ぜひ、そういうふうにしていただきたいと思います。またこれからの考え方として、やはりそういうものをつくる、もしくは改装するなりいろいろソフトなりハード事業があると思いますが、それについては、プロジェクトチームを立ち上げて、各部署から集めてくればそういうことが簡単にできるのではないかと思いますので、これはひとつ提案させていただきたいと思います。

それから今回出ている改修工事の中で、地元業者を使えば結構安くいけるのではないかというのもあつたりするように考えますが、それはさておきまして、この中で市内業者の請負比率とかどのように今回の請負業者に言われているのかお伺いします。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

生涯学習課主幹 坂本克義君。

○坂本生涯学習課主幹

失礼いたします。

ただいまの下請業者で地元業者がどれぐらいの割合で今回工事に携わっているのかというご質問ですが、現段階で一次下請それから二次下請以降も含めまして、29業者下請業者が現在工事をしております。そのうち地元業者が4業者ほど入っています。伏光組、工事請負の業者ですけど、伏光組の方にはできるだけ地元業者の方を、下請けの方に入れてほしいということでの話の方は十分しております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

休憩をここでさせていただきたいと思えます。

11時15分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時59分 休憩

午前 11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

12番 青原敏治君。

○青原議員

先ほどから聞かせていただいているのですが、この見積りを見ますと業者が持ってきて、そのままがここへ出てきているのではなかろうかというふうな思いがします。この前の委員会の中でも説明を受けましたが、入札時の率を引いたものでここへ出ているのだということですが、そうしますとこの金額が教育委員会へ上ってきたときには、4千万円ぐらいになるのではなかろうかという思いがします。そうすると、ここの一個一個見てみますと、ふすまの張りかえなんかいうのは先ほどからも出ておりますように1枚が6,000円。見積りの段階では、9千円も8千円もしているのではないかというような思いがします。私が今日業者の人へちらっと聞いて来たのですが、通常で1枚両面張りかえて工賃込みで4千5百円ぐらいでできますよということ聞いてきてます。それを先ほど言われたように片面しかやらないと。片面で1枚が6,000円かかりますよと。そんな法外なりリニューアルをすることが果たしていいのかどうか、当初これをリニューアルするときは、最低限でリニューアルをして再オープンをするのだというふう聞いてきています。お金が余っているからやるという安易な考えでは私はこういう工事変更いうのはちょっといけないのではないかという思いがします。ふすまにしてもそうですし、先ほど亀岡議員さんも言われたように当初計画でかなりわかる場所がありますね、これ。調査段階で。調査費800万かかっています。それではあの調査は何だったのかということになるのです。逆に言えば。800万は取られてまた再度こうして出てきて、同じような調査をして今度はうわが出てくるわけです。ではその調査した会社に対してのペナルティーというのはないのですか。これは。そんなことも全然精査をせずに業

者から言われたまんまをここへ出しているというような感じがします。それで果たしてこの安芸高田少年自然の家が上手に運営できるのですか。そこらを私は聞きたい。それと今の数字のこれ全部見てみますのに、なんかみんなものすごく高いです。

ある土木工事によれば、地元負担をする場合には3割負担とか1割5分負担とかいうふうな部分があるのです。それは見積りを出して、市が認定をするまでは認定した上での金額が出ますよというふうになっているのです。そのときには厳しく厳しく精査して、見積額よりかなり低くして地元の人負担がかなり大きくなったというような状況もあるわけです。これでは逆ではないですか。市がやる場合は甘く甘くでやるわけですか。そうではないと思います。そういう基準があると思います。そういうところを先ほど明木議員が言われたように、連携をしながらやらないからこういうふうになるのだろうという思いがします。ちょっとそのいろいろ言いましたが、ふすまの張りかえの部分について、再度どういうふうな検討をされたのかお伺いをします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時19分 休憩

午前 11時27分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩を閉じて会議を再開します。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただいまのご質問ですが、業者からの見積りというのがご質問の中にありましたが、設計は道路関係でいけば国土交通省の提示しているそういう単価、歩掛り等を用いて設計をするわけですが、建築につきましては、建設物価、建設積算資料等に基づいて積算をしていくわけでございまして、業者からの相見積りとかいうのは、そういう物価版等がない場合に業者から見積りをとって、その最低業者の見積りを採用していくように設計の積算はなっています。そういう中で今回の設計もやっております、今回のふすまにつきましては、業者見積をとりまして、業者の見積りに対して7掛けをさせてもらったものを単価採用をさせてもらっているということです。

それと入札率の関係ですが、この単価のものを今度は、先ほど言いました設計書に基づいた設計金額、それに落札額で入札率が出てくるわけです。その入札率は変更までずっと入札率を掛けたものが変更金額にもなってまいりますので、今回のこの単価に入札率を掛けたものが今回の変更の金額の単価になっております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

[答弁になっていないとの声あり]

○松浦議長

もう一度説明をしてください。  
質問内容をきちんと整理して答弁してください。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時32分 休憩

午前 11時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

答弁漏れを答弁してください。

○益田教育次長

失礼をいたしました。今回の積算単価の件ですが、先ほど申し上げましたように建設物価にない単価ということで、業者からの見積りをもってその最低の業者の単価を採用しております。ただ、先ほど山本議員さんのご質問の中にもありましたが、ふすまの張りかえには何段階かあります。そういう中で、今回私どもの方がみているのは中程度のものをみておりますので、こういう単価を採用させていただいております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

12番 青原敏治君。

○青原議員

今、中程度と言われましたが、今山本議員が言われたのは、最高7、500円ぐらいだと言われましたね。片面だったら、あれ以上の金額になるじゃないですか。そうじゃないですか。恐らく山本議員は両面の話をされていると思いますが、私が聞いたのも最低は2,400円、それも工賃込で両面やったら2,400円なら最低でもできますよということは今日聞いてきましたよ。両面の話をしているのです。しかし今課長が言うのは片面でしょうが。片面で最低、中間どころでやって8千円も9千円もかかるんですか。そこらはどうなんですか。そういうのをきちっと精査されたかどうかということですよ。してないじゃないですか、わしらから見たらこれは。下の三角棟のドアの取りかえにしても事務所のドアの取りかえ、こんなにかかるんですか。鉄が何ぼ高いといってもこんなに高いことはないと思うんです。それは一流の職人さんがやれば別かもしれませんが。どれをとってもこの金額はものすごく多いような気がします。だからそこらをきちっと精査されとるかどうか、してないですよこれ。だからよう答えてんないじゃないですか。要するにこれは議論がしてないんですよ。委員会でもいろいろ制限があって、できんかったです。本会議でやってください。時間がかかるばかりですよ。今のところもう一遍答弁してください。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただいまのご質問ですが、単価の精査はしっかりやっているかということですが、単価につきましては、当初設計におきましても設計業

者が出してきた設計書を県の営繕室等、単価等の照会等、担当者が参りまして、設計内容等について審査等も受けて、内容については県の方の適当であるというような見解もいただいております。それに基づいての変更でございまして、単価につきましてもその当初設計の金額に基づく単価をとっておりますし、また変更については先ほど申し上げました建設物価にないものは業者見積をとって最低の金額にしておりますので、ただ先ほどありました、山本議員さんの片面か両面かという部分につきましては、私は片面ではないかなというように理解をしておりますので、そこらがまた見解の違うところもあるのではないかなというように思っております。

いずれにいたしましても当然業者に委託を出しましても、発注する際には設計書そのものは市から発注しますので、市の方が先ほど申し上げましたように、県なりそこらの適当なる機関で協議をしました単価をもって今後もやっていきたいと考えておりますので、必要最小限の工事を今回もお金があるからやるという考えではありませんで、必要最小限の工事を今回変更でお願いをさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

1番 明木一悦君。

○明木議員

精査の問題ですが、今ふすまに集中をしているわけですが、全体的にもっともっと下げれるものがあるのではないかと考えます。これが新たに入札という話になればまたちょっと違うかもしれませんが、今回の場合、追加工事ということで出てきているわけです。先ほど聞きましたのは、現在地元業者を何社使っているかということを知りましたが、29分の4ということなのです。いうことは、それだけを見てもよそから来る業者に対しての交通費、もしくは宿泊費も発生しているわけですね。これを例えば地元の業者にすれば、いくらぐらいかせることができるのかとかですね、そのあたりまで小さなことをいえばたくさん挙げられるわけですが、やはり今安芸高田市というのはある程度の補助金等でやられるわけですが、非常に厳しい財政状況の中であれば、そこまで精査をして、工事に関してはやることが必要ではないかなと考えられるのです。そのあたりどのように考えられて今回この見積りを出されてきたのか、工事変更の内容ですね。積算根拠等があるはずですから、そのあたりについてご答弁いただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、今回の変更設計、それから当初の設計

につきましても積算するには業者の見積りもですが、まず優先されるものが、建築の場合では、建設物価等に基づいて積算していくという、何の工事もですが、先ほどちょっと申しましたように、土木関係でいきましたら国土交通省の出します歩掛り、単価、それからそれがない場合は今度は建設物価とかいうように、どの単価を採用していくかというのは順番がそれぞれ決まっております。そういう中で、積算をしていくわけございまして、そういう積算をしていく中で最後に先ほど申しあげましたそういう単価のない分については、業者見積りいわゆる一般業者の見積りをとって、最低の業者の見積りを単価で採用するという方法をとってまいるわけでした、今回の工事変更につきましてもそのような単価の採用をしております。

以上です。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

○入 本 議 員

議長。

○松 浦 議 長

15番 入本和男君。

○入 本 議 員

2千万の工事ですね。それで本来なら我々も議会棟の中でカーペットの色をどういうふうにするとか、いすをどういうふうにするとか、ここの中で素人判断ができるのは、タイルとふすまやドア、そこらはこの色にしますとか、こういうふうにしますとかこのタイルですとか、このふすまです。ちょっと人の資料を借りて悪いのですが、山本さんが言われるのも無理がないですよ。

議長ちょっと資料提供を、見せてあげた方がわかりやすいと思うので、ちょっと説明もしやすいのでよろしいですか。相手も見なければわからないと思うので。

○松 浦 議 長

その資料はどんな資料ですか。

○入 本 議 員

ふすまの資料です。

○松 浦 議 長

読んでもらってわかりませんか。

○入 本 議 員

読んでわかれば今まで答弁ができていないので言っているだけのこと。見るに見かねて、あえて言ってあげているのです。

○松 浦 議 長

資料はありますか。

○入 本 議 員

こっちが出すのです。

○松 浦 議 長

それを皆さんにとということですか。

○入 本 議 員

いや、執行部に。こっちが聞いているのだから執行部が答えようと思っても、この資料に基づいて答弁してくれないとわからないじゃないですか。だからこっちが提供するんですよ。

出すなと言われれば、出さないからいいですよ。だったらしっかりした答弁をさせなさいや議長。今度は。そういうふうになるでしょうが。先ほどからふすまの例をとってみても、片面の修理や安い2,400円からあかぎという7,500円までの8段階というものを持っておられるんですよ。これを持ってきて質問をされとるのに、答弁が

こういう資料に基づいて中の分といたら、これでいたらふたばの3,700円、ちどりの4,300円当たりの7掛けだったら何ぼになりますかと。これを見て、50何枚でこういう金額になりましたと説明されたら誰もふすまのことで質問する者はおらんですよ。そのための資料を見せてあげようと思ったのに、そんなに難しい話をしているわけじゃない。そしたらふすまの柄はこうですよ。紙の材質はこうですよ。こういう答弁ができて初めて答弁ですよ。ということをお願いするんですよ。その資料がないとその答弁ができないいうことに時間をくつとるんですよ。本来なら議場をつくるときにどうでしたか。カーペットの色はどれにしましょうかとか、やったじゃないですか。それを答弁するのが執行部じゃないんですか。この積算根拠の中で。だったらその資料が多分このたびのこの積算の中にあるわけですからその資料要求を要求します。それが見えん限りには今のふすまの問題は解決しない。

それからタイルの色やタイルの大きさとか、これは風呂がこういうふうに仕上がりますよというものが全く提示されていない。特別委員会を開催されるならそういうことを要求して特別委員会に付託したいのですが、もうこれは議会運営委員会で決定していますんで、それはできませんので、ここで聞くわけですが、私はそういう面から見て、4番のタイルとふすまのどの部分の価格表の中間のところをとってやられて、紙の色は何にされて、いうぐらいのものは見積りをとっておられて、この積算が出ておられるわけでしょう。それは提示された方がいいですよということなんです。だから提示してくださいと言ってるんですよ。

それとドアはどういうふうな形で仕上がったものをしますよという形を、そのものを見せていただきたいと。

それとこれは今、物理的なことですが今の業者の問題ですが、執行部側29業者のうち、わずか4業者で強く言って4業者。これだけの工事をするのにそういう業者を入札に置いている財務管理課、そこがこういう業者を選定していること自体が、これは私は次からは入札の中にリストに入れるべきではないと思います。こういうのは、点数で言うたら一番下ですよ。こういう業者を認めとるからこういう問題が起きると。この業者に対して今後どういうふうな扱いをするかその点をお聞きします。

それからはっきり言って、当初から問題がありましたように30年の物件を1億6千万で見積もって、2千2百万で追加工事を出すような、こういう設計者自体も選定のミスは何者でもない、こういう業者のペナルティいうものをかけないと、いつまでたってもこういう状態が続くと。やっぱり業者のランク付をして、いい業者悪い業者、地元業者使う、使わない、言っとる言っとるいうても29の業者の中でたった4で地元が元気になりますか。言うこととやっとなることが

全く出ていない。こういう業者をどのようにするのか。それを伺います。

それとこれによる財源内訳はどのように変わってくるのか、それを伺います。

○松浦議長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中に入本議員の質疑がございました。それについて、答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長 それでは入本議員さんのご質問にお答えをいたします。

4点あったのではないかとと思いますが、まずこの事業の財源の事業費内訳の件ですが、当初2億6千2百万の予算で執行いたしております。精算も2億6千2百万の同額で考えております。歳入の内訳は、過疎債が1億6千万円。県の交付金が1億2百万円でして、2億6千2百万円の歳入の合計です。支出の方は当初予算2億円の工事費が今回提案させていただいておりますように、1億9,091万3千円。それから設計業務と施工管理委託で当初1千万円が、今回の精算で実施設計業務が504万円、施工管理委託業務が493万5千円、そのうち事務費の中で業務委託部分の38万円、それから事務消耗品が100万円、備品が189万ということで今回のリニューアルに伴う事業費が2億415万8千円の見込みでおります。したがって、減債基金の方へ784万2千円増額をさせていただきたいと考えております。

それから29の下請けの業者のうち4業者が市内ということで、その業者の採用の問題についてですが、これは競争入札の中でそれぞれ業者が自社の積算に基づいて競争入札に加わってくるわけですので、その中でやはり業者といたしまして、自分のところの会社の積算に合う業者でないと、市内の業者を優先するといっても限度があるのではないかと考えております。

それから設計業者のペナルティの問題ですが、今回当初設計をしました実施設計書、これに基づきましてはさっきも説明をさせていただきましたが、県の営繕室の方で事前審査を発注前に受けておりますので、設計内容についてはやむを得ないだろうと考えております。個々にこういう問題が出てまいりまして、それらが今後どういうペナルティに該当するかどうかというものにつきましては、今後検討をさせていただきたいと思っております。

それからタイル・ふすま・ドアの使用ですが、これにつきましては担当課長の方からご説明を申し上げます。

以上です。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

生涯学習課長 箕越秀美君。

○箕越生涯学習課長

それでは先ほどの質問の件ですがタイルにつきましては、壁面につきましては100角タイル。そして床については50角タイル。山本議員さんのご質問等にもありましたように、寒冷地仕様かどうかということ再度確認をいたしましたところ、床については寒冷地仕様をしているということでしたので訂正をさせていただきます。【P10で訂正】色につきましては既存のクリーム色に合わせてやりたいと思っております。また三角棟のドアにつきましては、入り口2カ所について仕様としては、七・三の開き扉、これは鉄製です。大きさが1, 200掛けの2, 000。色につきましても外壁と同じクリーム色に合わせるということです。そして事務室・研修室ドアにつきましては4カ所。事務室が1カ所、研修室が3カ所。同じく七・三開き扉でして、ここについては木製メラミン合板張りです。大きさは1, 200掛けの2, 000、色は内壁と同じクリーム色と合わせました。そしてふすまにつきましては、新鳥の子という強度のある紙を使用したふすまを計上しております。色につきましては白の無地ということです。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

続いて質疑はありませんか。

15番 入本和男君。

○入本議員

積算していると言われるわけですから、やはり本来はここで本会議で終えるということになりますと、やっぱり積算根拠はある程度具体的に説明ができるだけの資料を持ってしてもらわないと、現在財政をと言われている中で、チェックする側としてはやっぱり細かいところまでするのが本意だと思うわけですので、その辺のご理解をいただきたいと思っております。

先ほどふすまの件につきましては、私自身が隣にたまたま山本さんが持っておられたので、ふすまの問題があったので、あえてわかりやすくしてもらうためにそういう資料をいってもらうためには、早く解決がつかますので、そういう点も今後こういう形で出される場合は、追加工事だから、予算があるから、ありきだからもうあそこまでいってもいいんだというような安易な考えのような答弁に聞こえますので、具体的な答弁がありますとやはり精査されたものを出されているのだなというふうに、1回で質問が済めるような状況をつくってもらいたい。特にこれは教育委員会に申しているのではなくて、たまたまほかな執行部もおられるわけなので、そのあたりを含めておりますので、その点のご理解いただきたい。その中でやはり落札した業者によっ

て、業者が抱えている業者を使うということになりますと、これは地元を使えといっても無理な話で、そういう業者は基本的に外すぐらいでない、これは総務の方の財務管理課の問題になろうかと思いますが、やはり評価制度を設けて、この4社は29の業者の中で4社という、私はそこらが高くても地元業者が、仮にふすまにしても、せめてこれぐらいは地元だろうと思って聞きますが、これがまた市外だとショックを受けるわけですが、水回りの問題なんかは特に管理の方が後が大事なわけです。その4社とは、地元業者でどういう業者が入っておられるのか、それとあと財務管理課の方の問題になろうかと思いますが、どういうふうなランク付で入札業者の、言うても言うことを聞かない者はやっぱりそれは削除していかないと、言うたら実行してもらわないと地場産業の育成にはならないと、地場産業でも予算のたてりの中では多分納まっているはずなので、そのあたりをしないと育成にもならないし、活性化にもならないし、税収にもつながらないし、悪循環がつながると思います。それから仕事がなくなるという状況の中で、その2点について総務企画部長もおられますので、それから担当の29社のうちの4社と、ふすまはあえてどこかということをお願いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

まず、生涯学習課主幹 坂本克義君。

○坂本生涯学習課主幹

失礼します。先ほどのご質問で市内業者の4社についてお答えいたします。まず給排水衛生で有限会社オキタ設備さん、続いて畳、株式会社森末製畳所、それからガス設備の方で2社、広島ガス高田販売所さんと村田設備さん。以上4社が入っております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

発注業者の選定ということにつきましては、これまでも市内の地場産業の育成を図るという基本的な観点で、市内に本店を有する会社に発注をするということを選定の基準の中でも基本方針といたしておるところです。

ご承知のように本件につきましては、市に建築の一式工事の指名希望いたします会社は24社あります。そうはいいましてこの発注者につきましては、年間の平均完成工事高が予定額より上回っているということが基本ですので、その業者は本市には1社しかありません。そういう状況の中で年間の平均工事高が予定価格より下回るものについては、入札を行うということにつきましては、履行確保の面から担保する面がありませんので、不適切であるというように判断をさせていただいたところです。

そういう状況で県内に本店を有して、建築一式工事を希望する指名業者の資格申請に基づきまして、県内の上位13社の指名競争入札を行ったところです。そのうちの1社が本店を市内に有しておるという

ことです。

今回の市内に本店を有する会社につきましては、落札はできなかったものですが、営業所を有する会社が落札し、業者選定等につきましては基本的に選定をされたものとして考えております。

ご指摘いただきます下請けの業者への状況ですが、先ほど言いますように下請けにつきましては、市としましては、市発注の下請けの制限基準というものを定めさせていただいております。そういうことを考え、主要資材の購入や下請けにつきましては、市内の業者を使っていただくように契約時に要望をさせていただいております。しかしながらご承知いただいておりますように、発注者の地位を利用しての下請け業者の姿勢ということは、なかなか独占禁止的な法の改正の中もありまして非常に難しいところがあります。そうはいいまして市内の業者の方にとということで、お願いという形のを今回我々もとらさせていただきますところではあります。

こうした公正取引等の法律の主旨に基づきまして、ある程度我々も好ましいことではありませんが、議員さんご指摘のように、やはり地場産業の発展のためにできるだけそうした下請けを使っていただくように、事務段階でもお願いをしているという状況ですので、この点ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

生涯学習課長 箕越秀美君。

○箕越生涯学習課長

ふすまについての業者の件ですが、これから変更契約をさせていただきますので、その後に業者の選定をさせていただくというふうに思っております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

15番 入本和男君。

○入本議員

入札業者の件ですが、難しいことに取り組んで初めて地域が潤うわけで、地域も今、汗を流し協働のまちづくりになっておりますので、我々も本来は条例改正、規約改正、地方分権の中で安芸高田市がどういう形で一番理想かというそういうものの評価システム等をつけて、ともに改善していく余地があるかと思うわけです。そうしないと、やはりこれだけの事業をしても効果が余りなかったということは、業者だけでなくそれにまつわる家族、労働者がおるわけですね。それらが仕事を失い、また家族、若者というものの全体の面から見て、税金等を見てもすべてがマイナスイメージになるので、我々も今後勉強をしますが、執行部側としても1社しかなかったら1社でもいいじゃないかという英断ができるような発想の転換が、現在財政が厳しい厳しい言うところの中で、やはり英断を下すそこらの法の方を勉強してみる必

要があろうかと思しますので、これは要望になろうかと思します。

それともう一つタイルの件ですが、私の家を例えにしたら悪いのですが、壁が今、寒冷タイルになっていないことを聞いたのですが、壁も露によって冬場ははげます。床よりか逆に壁の方が意外なので、そのあたりもこの際やられておいた方がいいのではないかと思うので、そのあたりも含めて、まだ業者の方と契約を済まされていないなら、検討されていた方がよろしいのではなかろうかと思しますので、どのようにお考えか伺います。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長 ただいまのご質問の中で、壁のタイルの検討についてのご質問ですが、一応は壁までは寒冷地の必要はないという判断を、施工管理の業者の方でしていただいておりますが、再度その点につきましては、確認をとってみたいと思します。

以上です。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員 これまでの議論を聞いておきまして、出発点の間違えもありますし、そのことは、そして教育委員会の中で最も苦手な部分の業務を、はっきり言って受けざるを得なかったというところが最大の問題点かなというふうに思うわけです。といいますのが、本来リニューアルの経費の工事に際して、実施設計の予定をし、その中で設計業者を選択し、さらに具体的な形での工事高を上げてきたわけですが、そこら辺の検証が設計業者との委託業務の内容が、どうも余り明確ではないということもある程度露見したのではないかというふうに思っております。

そして限られた陣容の中で、この事務事業を進められてきておきましますし、これからも建設しなければいけないわけですが、私はこの体制の中で一番気になるのは、残念ながらこれを認めるか認めないかということについての議論をするのは、議会として、本来ならこれを認めないということにはいかないわけです。では今後それをいかに効率的にやるかということになりますと、今後は工事を進め、さらに完成後の検査も含めて、これからのあり方の問題にもなってくるわけです。そのことが果たして今の教育委員会の中の陣容でできるのかどうか、本来なら私はこの施設を直営ということで決まっておりますが、それに向けての準備が本来ならされていなければいけない段階で、こうして工事に非常に最も苦手な部分の事務事業を教育委員会が進めるというのは、非常に今後の施設運営に対して危機感をある程度持つわけです。そこら辺を含めて執行部において、今後の検査の状況もありますが、執行部としてこの体制をどういうふうにするのか、そこら辺についての見解をお伺いをまずしておきたいと思します。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

今後の工事の状況なり、そうした検査の方法ということですが。総務の中で検査の管理の関係で、検査担当員を2名ほど配属をさせていただいております。今日まで合併以来そうした体制の中で、公共工事に伴います検査につきましては、そうした担当者の中で請負に伴います現場責任者とのそうした今後におきましてもチェックといたしましうか、段階的な中間とかそういうことにつきましては、教育委員会の現課の方と業者と連携をとらせていただいで、今後の完成に向けてのチェック体制というのはとらさせていただきますというように考えております。

以上です。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

13番 金行哲昭君。

○金 行 議 員

1点お聞きします。いろいろ午前中からありまして、大変なことだと思います。性根を入れてやらしてもらわなければいけません。これが今、これ出ましたよね、4月1日に間に合わさなければいけないのですよ。そこらをきちっと指導し、めすりをやってもいけませんので、そこらの点どうなっていますか。4月1日にはスタートできるのですか。そこらを一番懸念しております。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

生涯学習課長 箕越秀美君。

○箕越生涯学習課長

先ほどの金行議員さんの4月1日に間に合うかというご質問ですが、当初3月10日という工期に設定をさせていただきましたが、今回こういった変更内容が出るということで、3月19日の工期変更ということで、それでさかのぼって2週間以内に工事の検査を受けるという体制で現在進めております。

以上です。

○松 浦 議 長

答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

○松 浦 議 長

質疑がないようございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[討論なし]

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、工事請負契約の変更についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○松 浦 議 長

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決をされました。

以上をもって、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成20年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 1時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員